

穢れについて

森 謙二



もう三十年も前のことであるが、父の死後、上京してきた母を元気づけようと思ひ家族で初秋の日光東照宮に出かけた。ところが、東照宮の鳥居の前に立ったとき、母が「私は参拜できない」と言ひ始め

母親も孫の姿を見てあつさり

とそれを受け入れた。

さういへば、父の通夜の時にも弔問客が帰った後、母が「今晚はお父さんと一緒にみ

く火葬をするやうに私達に伝へた。この母のごほうには驚いた。母のごほうに、穢れと

そして国民道徳としての「祖先祭祀」を位置づけざるための重要な一齣であったと思ふ。ただ、この布告を出すとき

に、おもふ人も多かるにや」との一文があり、「国をへだてて、親の喪にあふ時は、服は一年なれども、穢れは一日もなし」ともある。

「と言ふ。明治の初めに、夫が死んだときでも神社に参拜できないのは忌掛けの三十日間だけの良いと云ふことになつたと説得をしたが（明治七年十月十七日太政官布告第百八号）、あまり役には立たなかつた。そはで長男が鳥居の周りをぐるぐる廻つて遊んでゐた。それを見て「鳥居を落れないのであれば、鳥居の外を通つたら」と言ふと、

「今晩はお父さんと一緒にみんなで寝よう」と言ひ始め、父の祭壇のある座敷に床を敷いた。父の思ひ出話をしながら、線香を絶やさないやうに気を配り、父を含めると親子五人が枕をともした。その母親が、翌日になると「お父さんを死臭に晒すことはできない」として、できるだけ早

こもれび

この母の思ひは、幕末から明治初年の穢れと祖先崇拜を巡る議論を彷彿とさせた。明治六年二月二十日に「自今澁穢ノ制被廢止候事」（太政官布告第六十一号）とする短い布告が出された。この布告は、日本が近代国家形成のため

「意見」として江戸時代の国学者・石原正明の随筆を紹介してゐることを思ひ出した。

石原の『年々随筆』には、「忌服（ノミン）と汚穢（ケガレ）とは別事なるを、世には

穢れを「きたなきもに触て、穢気をうつるをいふ」とする。祖先崇拜の論理的端緒になるのは親の死であるが、この死穢と親への愛慕の関係をこのやうに理論的に調整するかが明治期の太政官の課題であり、その解決策として、通説であつたかどうかわ別として、石原正明の説を採用したのである。



いふの意味が多義的であると思へたが、次回はこちらに触れるとして、現代でもいふと穢れが混同され、その位置づけが不明確になつてゐる。

もり・けんじ 茨城キリスト教大学名誉教授